

令和7年度常陸大宮市奨学生募集要項（追加募集）

常陸大宮市教育委員会

常陸大宮市では、優良な生徒でありながら、経済的な理由で修学が困難な方に学資を貸与し有為な人材を育成することを目的として令和7年度奨学生を下記により募集します。

1 申請資格

以下の要件をすべて満たしている方

- (1) 保護者が常陸大宮市に引き続き3年以上住所を有する方（令和7年4月1日現在）
※ 外国籍の方は、永住者、日本人の配偶者等及び永住者の配偶者等、在留資格が定住者であって将来永住する意思のある方
- (2) 下記の学校に入学又は在学する方
 - ア 高等学校
（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）
 - イ 高等専門学校
 - ウ 専門学校（専修学校専門課程）
 - エ 大学（短期大学を含む。）
- (3) 人物及び学業がともに優れている方
- (4) 経済的理由により修学が困難な方
- (5) **他の奨学資金を受けていない方**（他の奨学金との併願は可、併用は不可。）

2 募集人員・貸与額及び貸与期間

在学する学校		貸与額（月額）	募集人員	貸与期間
高等学校		20,000円	16名	令和7年4月から在学する学校の正規の修業期間（1学年以外の学年で貸与を希望する方は、残修業期間とする）まで
高等専門学校	1～3年課程	以内		
	4年課程以上	50,000円 以内		
専門学校（専修学校専門課程）				
大学・短期大学				

3 申請手続

- ・申請用紙は、常陸大宮市教育委員会学校教育課（常陸大宮市役所本庁3階）から交付を受けるか、常陸大宮市公式ホームページから印刷してください。
- ・「奨学資金貸与申請書」に必要事項を記入し、「推薦調書」については学校に作成を依頼してください。
- ・その他、必要書類をそろえて学校教育課に提出してください。

4 申請書類

提出書類名	備考
1 奨学資金貸与申請書（様式第1号）	申請者が作成
2 奨学生推薦調書（様式第2号） ※直近1年間の成績について、学校に作成を依頼	令和7年4月時点で第1学年の方 →卒業した学校に依頼 令和7年4月時点で第2学年以上の方 →在学する学校に依頼
3 住民票謄本（本人及び保護者のもの） ※本籍・続柄表示のもの	市役所市民課又は支所で発行 ※戸籍謄本と間違えやすいため注意
4 父母及びこれに代わって家計を支えているものの令和6年分の確定申告書の写し又は源泉徴収票の写し	
5 連帯保証人の市税等の滞納がないことを証明できる書類（連帯保証人が市外在住の場合のみ）	住所地で発行（令和7年1月1日に住民票があった市区町村）
6 在学証明書	令和7年4月に在学している学校で発行

※ 在学証明書以外の書類がそろいましたら、お申し込みいただけます。

5 連帯保証人及び保証人

貸与申請者は、連帯保証人と保証人を各1人立てることが必要です。

連帯保証人は、親権者（父母等）又はこれに代わる者で、奨学生本人と連帯して奨学資金の返還義務を負う方となります。

保証人は、奨学生及び連帯保証人と別生計を営む成年者で、奨学生本人と連帯保証人が返還できなくなった場合に、奨学生本人に代わって返還する方となります。

6 申請期間

令和7年7月10日（木）から令和7年8月6日（水）まで

〔土・日・祝日を除く平日の午前8時30分～午後5時15分〕

7 奨学生の決定（予定）

時期	内容
8月中旬～8月下旬	奨学生選考審査会による審査
9月上旬	審査結果の通知
9月中旬	奨学資金貸借契約書等書類の提出
10月	奨学資金振込

※スケジュールは変更する場合がありますので、ご了承ください。

8 奨学資金の振込について

審査により奨学生が決定しましたら、奨学資金貸借契約書、誓約書等を提出いただき、在学する学校に応じた奨学資金を3ヶ月分ごとに貸与します。

期 間	貸与月	備 考
4月～ 6月分	4月	※貸与初年度は10月に4～12月分を貸与
7月～ 9月分	7月	
10月～12月分	10月	
翌1月～ 3月分	翌1月	

9 成績証明書等の提出

奨学生には毎年4月末までに「奨学生現況届」と「成績証明書」（前年度の在籍学校で発行したもの）を提出していただきます。

10 貸与後の届出

転学・休学・復学・退学した場合には届出が必要となりますので、学校教育課まで必ずご連絡ください。

11 奨学資金の返還

(1) 奨学資金は、奨学資金に係る学校を卒業した月の半年後から、半年賦又は年賦のいずれかにより、10年以内での返還になります（無利子）。退学又は辞退した場合には、その半年後から10年以内が返還期間となります。全額又は一部の繰り上げ返還も可能です。

■返還例（4年間貸与を受けた大学生の場合）

貸与期間 令和7年4月～令和11年3月

貸与総額 2,400,000円（50,000円×12か月×4年間）

●半年賦（返還期間を10年間、返還月を6月、12月とした場合）

1回の返還額は120,000円（2,400,000円÷10÷年2回）

令和11年12月・令和12年6月 各120,000円＝年240,000円×10年間

→返還期間 令和11年12月～令和21年6月 納付回数 計20回

●年賦（返還期間を10年間、返還月を12月とした場合）

1回の返還額は240,000円（2,400,000円÷10）

令和11年12月 240,000円＝年240,000円×10年間

→返還期間 令和11年12月～令和20年12月 納付回数 計10回

※ 奨学資金の1回の返還額は、半年賦の場合は貸与総額の1/20の額を、年賦の場合は貸与総額の1/10の額を下回らないこと。

(2) 延滞金

返還するべき日までに返還金が返還されなかった場合には、返還する金額に年14.6%の延滞金がかかります。

(3) 返還猶予

進学、疾病その他特別の事由により返還が困難な場合には、必要な届出を行い、相当の期間の返還猶予を受けられる場合があります。

1.2 貸与の停止

奨学生が下記のいずれかに該当すると認められたときは、貸与期間中においても、奨学金の貸与が停止となります。

- ・休学したとき
- ・親権者等が市外に転出したとき
- ・傷病等のため成業の見込みがないとき
- ・学業成績又は操行が不良となったとき
- ・貸与を辞退したとき
- ・奨学資金を必要としない理由が生じたとき
- ・その他奨学生として適当でないと認められるとき

※ 休学したときは、一時的に貸与停止となりますが、復学し、希望する場合は貸与を受けることができます。

1.3 問合せ・提出先

常陸大宮市教育委員会 学校教育課 教育総務グループ

〒319-2292 常陸大宮市中富町3135-6

電話 0295-55-8076

FAX 0295-53-6502

(時間 8:30～17:15)